

災害時における動物救護活動に関する協定

仙台市（以下「甲」という。）と公益社団法人仙台市獣医師会（以下「乙」という。）は、災害時における動物救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、仙台市地域防災計画に基づき、甲が行う被災動物の保護・収容等救護活動に対しての乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第2条 救護活動の対象となる動物は、被災により救護が必要と認められる犬及び猫とする。

2 前項に定めのない動物を対象とする場合は、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（救護活動の要請）

第3条 甲は、仙台市地域防災計画に基づき、被災動物の保護・収容活動等を行う必要があると認めたときは、乙に対して救護活動を要請するものとする。

2 乙は前項の規定により甲から要請を受けた場合は、すみやかに救護活動を行うものとする。

（救護活動の内容）

第4条 救護活動の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 被災動物の救護及び応急処置
- (2) 被災動物に係る死亡確認
- (3) 被災動物に係る情報の収集及び提供活動
- (4) 被災動物の飼育に係る助言及び指導
- (5) その他、甲と乙が協議し、必要と認める活動

（必要物資の確保）

第5条 甲と乙は、救護活動に必要な物資の確保に努めるものとする。

（救護活動の停止）

第6条 乙は、救護活動が極めて困難若しくは不可能と判断された場合、又は災害が終息し、活動の必要がないと認められた場合は、甲と協議して救護活動を停止することができるものとする。

（被災動物救護対策本部の設置）

第7条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲と乙が必要と認める関係団体と被災動物救護対策本部を設置し、救護活動を行うものとする。

（連絡調整）

第8条 甲と乙は、災害時における救護活動に関して、協力して関係団体等と連絡調整を行うものとする。

（防災関連行事への協力）

第9条 乙は、関係団体との連携を図るため、甲が主催する仙台市防災訓練などの防災関連行事に関し、甲から要請があった場合には、必要な協力を行うものとする。

（細目）

第10条 この協定の実施に関する必要な細目は、別に定める。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも申し出がない場合には、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されたものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

甲と乙は、この本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成25年6月10日

甲 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

仙台市長 奥山 恵美子



乙 仙台市宮城野区扇町6丁目3番3号

公益社団法人仙台市獣医師会
会長 大草 潔

